

(議事の要旨)

開始 14 時 06 分

[田口委員長]

ただいまから、平成 24 年度第 1 回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名は、高木委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案 7 件、報告事項 3 件です。

なお、議案第 7 号は人事に関わる案件のため、また、報告事項第 3 号は自己情報に関わる案件のため、それぞれ公開しない会議とし、会議の最後に審議したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[田口委員長]

異議なしと認め、会議規則第 12 条により、議案第 7 号及び報告事項第 3 号は公開しない会議とし、会議の最後に審議いたします。

[田口委員長]

議事に入ります前に、事務局より発言を求められていますので、発言を許可いたします。

[田倉教育部長]

平成 24 年 4 月 1 日付の教育委員会職員人事で新たに説明員になりました職員をご紹介します。

[鈴木学校課長]

学校課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[田倉教育部長]

なお、本日は欠席させていただいておりますが、島川 ICT 活用教育推進室長兼統括指導主事が着任しておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

紹介は以上でございます。

[田口委員長]

新任の説明員の方、よろしくお願いいたします。

[田口委員長]

それでは、議事に入ります。議案第 1 号・第 28 期日野市社会教育委員の委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第 1 号 第 28 期日野市社会教育委員の委嘱について

[清野生涯学習課長]

議案第 1 号・第 28 期日野市社会教育委員の委嘱について。

次の者を、第 28 期日野市社会教育委員に委嘱するものです。

提案理由、第 27 期日野市社会教育委員の任期満了に伴い、次の者を第 28 期日野市社会教育委員に委嘱するものです。

2 ページをお開きください。

新規 7 名、継続が 3 名。その内訳としまして、学校教育関係 2 名、社会教育関係 4 名、家庭教育関係 2 名、学識経験者 2 名、以上 1 0 名で、任期は平成 2 4 年 5 月 1 日から平成 2 6 年 4 月 3 0 日の 2 年間でございます。

2 番の大杉さんですけれども、社会教育委員、教育センター運営審議会委員、図書館協

議会委員を兼任していますが、規則等で委員の兼任が制限されているというようなことはありませんか。

〔渡辺教育センター事務長 〕

制限はないと認識をしております。

〔田口委員長 〕

ほかにございますか。

ないようですので、ご意見を伺います。

〔高木委員 〕

任期が4月1日からということで、遡及して適用されることになるかと思います。構成をみますと学校教育関係者も含まれており、早くに決定することが難しかったかもしれませんが、できるだけ任期の前に審議会委員の決定をいただくような手順の検討をよろしくお願いしたいと思います。

〔渡辺教育センター事務長 〕

わかりました。

〔田口委員長 〕

ほかにご意見ございませんか。

〔田口委員長 〕

ないようですので、ここでご質問、ご意見は終結します。

お諮りします。第5期日野市立教育センター運営審議会委員の任命について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔田口委員長 〕

異議なしと認めます。議案第2号は原案のとおり可決されました。

〔田口委員長 〕

議案第3号・第25期日野市立図書館協議会委員の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第3号 第25期日野市立図書館協議会委員の任命について

〔宇津木図書館長事務取扱 〕

議案第3号・第25期日野市立図書館協議会委員の任命について、でございます。

次の者を、第25期日野市立図書館協議会委員に任命するものでございます。

提案理由、第24期日野市立図書館協議会委員の任期満了に伴い、次の者を第25期日野市立図書館協議会委員に任命するものでございます。

8ページをお開き願います。

表のと通りの9名でございます。氏名、住所、備考は記載のとおりでございます。この中、1番、3番、4番の3名は2期目となっております。それ以外の方が今回、新たな委員として任命をするものでございます。また、7、8、9の3名につきましては、公募に

よる市民の委員でございます。

任期といたしましては、平成24年4月15日から2年間の平成26年4月14日までとなっております。よろしくお願いいたします。

[田口委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問ございましたらお願いします。西田委員。

[西田委員]

公募の3人の方について、可能な範囲で結構ですけれども、どのような方々なのか、お話していただけますか。

[宇津木図書館長事務取扱]

7番の方に関しましては大学生の方でございます。子ども読書活動を推進しておりますので、そういったところから、広く若い方の意見もお聞きしたいと思っております。また8番、9番の方に関しましては年配の方で、男性、女性ともに図書館を普段利用されていて、広く意見をお聞きすることができるかと思っております。

[田口委員長]

ほかにご質問ございませんか。高木委員。

[高木委員]

全体の公募の状況を教えていただきたいということと、もう1点、この3名の方を選出するに至った経緯について、お聞きできればと思います。

[宇津木図書館長事務取扱]

公募の状況でございます。市民3名以内ということで、3名までと決めておりましたが、公募もちょうど3名いらっしゃいました。この中から全員にお願いするということではなくて、選定するということで作文を出していただきました。それに基づきましていろいろな観点から適切かどうかということと、会議の中で5段階で評定いたしまして、3人とも適正だということで決定いたしました。

[田口委員長]

ほかにご質問ございませんか。

[田口委員長]

なければご意見を伺います。

[田口委員長]

ないようですので、ここでご質問、ご意見は終結します。

お諮りします。第25期日野市立図書館協議会委員の任命について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[田口委員長]

異議なしと認めます。議案第3号は原案のとおり可決されました。

[田口委員長]

次に議案第4号・教職員人事の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第４号 教職員人事の専決処分について

[鈴木学校課長]

議案第４号・教職員人事の専決処分について。

日野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由、教職員に対する人事異動に伴う人事発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により人事発令を行いましたので、報告し承認を求めるものでございます。

１０ページをお開きください。

平成２４年度主幹教諭につきましては記載のとおりでございます。

１１ページをご覧ください。

平成２４年度主任教諭（新任・転任）については記載のとおりでございます。

１２ページをお開きください。

平成２４年度教職員異動者名簿。異動者につきましては記載のとおりでございます。

１３ページをご覧ください。

平成２４年度新規採用教諭配置校名簿につきましては記載のとおりでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

[田口委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたらお願いいたします。

[田口委員長]

ないようですのでご意見を伺います。

[田口委員長]

ないようですので、ここでご質問、ご意見は終結します。

お諮りします。教職員人事の専決処分について、を原案のとおり承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[田口委員長]

異議なしと認めます。議案第４号は原案のとおり承認されました。

[田口委員長]

議案第５号・日野市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第５号 日野市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

[清野生涯学習課長]

議案第5号・日野市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について、でございます。

提案理由、開放プールを中止するため、日野市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正するものです。

18ページ、19ページをお開きください。

新旧対照表によって説明させていただきます。右が旧、左が新になっております。

第2条第3項中の「積極的の」となっている部分、それを「積極的な」に修正するものでございます。

次、第3条中第2項、「プール開放」以下、それを削り、第3号を第2号とするものです。

第5条中第2項、「教育委員会はプール開放について」以下、それを削るものです。

第7条中の第2項を削り、第3項を第2項とするものでございます。

第10条中の第5号、「プール及び」の部分の削るものでございます。

16ページにお戻りください。

付則、この規則は公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市立学校体育施設の開放に関する規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

[田口委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がありましたらお願いいたします。西田委員。

[西田委員]

はじめに、開放プールが中止に至った経緯について、説明をしていただきたいと思います。社会的な、また教育的な意義があつてのプール開放だったと思いますので、中止に至った経緯をお話してください。

[清野生涯学習課長]

学校のプール開放、発足当初は地域に開放するプールという位置付けで発足いたしました。その中でふじみ野市の事故等を含めて、東京都のプールに関する条例の解釈等が変更になりました。量水器等をつけないと営業プールになってしまうというような変更がございました。

その中でそういう条例の斟酌がありましたので、学校プールの中、学校のカリキュラムの中にひのっ子元気プールとして位置付けていただき、その中で地域も含めた形で運営してきました。23年度等見ますと、実際に地域の方が全体の約3%程度、本来の目的である地域に根ざしたとか地域に開放するという当初の目的が薄れてきたのだというところが一つあると思います。

また、昨年を見ますと7月当初、大阪の泉南市で監視員の不足ということも含めて、痛ましい死亡事故がありました。そういう意味での安全面での確保という部分、また昨今の財政の厳しい状況ということで、量水器等をつけないといけない部分によって、クリアができない部分が生じているということを含めまして、総合的に判断いたしまして24年以降、当面の間、ひのっ子元気プールを中止するという形を判断いたしました。

[田口委員長]

ほかにございますか。高木委員。

〔高木委員 〕

本件については、中止をするという規則改正の提案になっているわけですが、中止について学校やP T A関係者へ事前に説明をする等の対応や、考え方の周知が図られているのでしょうか。

〔清野生涯学習課長 〕

校長会、また市P 協というP T A全体の協議会がございます。そこでお話をさせていただくとともに、校長またはP T Aの代表者の方に文書を送付して周知徹底を図っております。

〔田口委員長 〕

先ほどから量水器というのが出てきていますけれども、量水器はどうしてつけなければいけないのでしょうか。

〔清野生涯学習課長 〕

学校によっても違いますけれども、道路から水道管が直接学校本体につながっている場合は学校全体で水の量がどれだけ入っているというカウントになります。先ほど申しましたように、プールに量水器をつけることによって、プールにどれだけの水が入りどれだけ出ていったか、要するに水の水質の部分のそういう意味でのきまりというか規則が厳しくなって、不特定多数の人間を入れる場合は水の入れ換え等、厳密に見ていかなければならないということが出てきている。それをカウントする水量計、それが量水器というふうに認識しております。

〔田口委員長 〕

プールには塩素が入っていますね。それを入れても、どれだけプールの水が入れ替わったか量水器で測る必要があるのですか。

〔清野生涯学習課長 〕

塩素は地域開放プールでもひのっ子元気プールでも入れております。地域に開放することではいけば不特定多数の人間が来る、水が汚れるということで、その水の量をしっかり押さえていかなければならないということがございます。量水器については、プールに使用された水の量をカウントするために設置をする必要があります。

〔田口委員長 〕

試験紙などで測って、そのプールがきれいだということがわかっても、量水器がなければ開けない、ということでしょうか。

〔清野生涯学習課長 〕

そうですね。学校プールというのは1年から6年生まで、何人がそれを使用することがチェックできます。ただ、地域に開放するという場合はそのチェックができませんし、どういう方が入るかもわかりません。中には幼児ということもあると思います。その辺りをしっかり把握しなければならない、水もきれいな水を使わなければならないということがあると考えます。

〔田口委員長 〕

端的に言うと量水器が買えないから開放プールができないということになりますか。

〔清野生涯学習課長 〕

そういう部分もありますし、先ほど申しましたように実際に痛ましい事故が起こっております。というのは、監視員という形でPTAの保護者の方にご足労願って監視をさせていただいております。研修は実施し、研修を受けた人間が監視をするのですけれども、監視にあたる保護者の方の負担、しっかり見なければならぬということがあると思います。その安全面の確保ということも意味としてはあると思います。

〔田口委員長 〕

夏休みに入ってから1週間と、夏休みが明ける前の1週間で実施している学校プールは確保されているのでしょうか。

〔清野生涯学習課長 〕

それは学校としてプールの授業を行っております。ひのっ子元気プールはその間の5日間という形で23年は動いておりました。その部分を中止するということです。

〔田口委員長 〕

ほかにございますか。

〔増子教育部参事 〕

少しだけ補完させていただきます。東京都のほうの条例におきまして、営業プールというカテゴリーがございます。もともと学校プールの地域開放を目途にしたものではございません。よって事故等々の、また衛生上のことを考えまして、営業プールの望ましい姿とすべきものがより厳しく斟酌されたということでございます。

その中において、当市において学校プールを一般の方々に開放するに当たりましては、カテゴリーとしまして営業プールにあたるという解釈が保健所の解釈であります。そうしますと学校プールであっても営業プールのカテゴリーの中に入るにあたっては、それをしっかりと守るべきだということでございます。

当市において、今、課長から説明いたしました、遊び場開放、校庭開放、体育館開放と同様に地域のコミュニティ、社会体育、社会教育の一環として、夏休みの5日間のみ地域の方々にプールの開放を行ってまいりましたが、それが一般の営業プールと同じカテゴリーに入ってしまうので、それにそぐうことが今後の支出、費用、その改善等々を総合的に鑑みて難しいというのが一つの大きな原因であります。

それともう一つ、事故はございませんが、安全上の担保についてという要因もございます。いずれにしても、大きな要因としましては営業プールという、一般的に向けられるカテゴリーにどうしても入らざるを得なくなってしまう、それに対応するのは難しいということが主な原因でございます。

冒頭に課長から説明のあった中で、ひょっとすると聞き間違いされてしまうことがあるかと思いますが整理いたしますが、営業プールと学校プール、量水器をつけなくては営業プールになってしまうと言いましたが、営業プールとするためには量水器等々の付帯設備をちゃんと完備しなさいということでございますので、補足させていただきます。

〔田口委員長 〕

ほかにご質問ございますか。

[田口委員長]

なければご意見を伺います。

[田口委員長]

ないようですので、ここでご質問、ご意見は終結します。

お諮りします。日野市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と声あり)

[田口委員長]

異議なしと認めます。議案第5号は原案のとおり可決されました。

[田口委員長]

次に議案第6号・日野市立学校体育施設開放実施細則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第6号 日野市立学校体育施設開放実施細則の一部を改正する規則の制定について

[清野生涯学習課長]

議案第6号・日野市立学校体育施設開放実施細則の一部を改正する規則の制定について、でございます。

提案理由、遊び場開放の土曜日午前中及び平日の一部の変更並びに開放プールの中止のため、日野市立学校体育施設開放実施細則の一部を改正するものです。

24ページ、25ページをお開きください。

新旧対照表によって説明させていただきます。

第2条中、「テニスコート及びプール」を「及びテニスコート」に改正し、「プール」の部分进行削るということです。

第3条中第5号、「プール開放」を削るということです。それで第6号を第5号に改めるものでございます。

第17条、学校プール開放についての特別要綱、その第17条を削るものでございます。

また付則の部分、別表1と第3号様式について、ご説明いたします。

別表1に関しては26、27ページをお開きください。

新旧対照表の区分ごとに説明させていただきます。

右のページ旧を見ていただいて学校体育施設の開放、下段からいきますと遊び場開放とプール開放とスポーツ開放の3つの種別がございます。遊び場開放に関しては土曜日の午前中に遊び場開放を行ってございました。利用実態等は少ないということもありまして遊び場開放をとりやめスポーツ開放、これは要望がたくさんありますスポーツ開放に移行します。それと次の段、放課後の遊び場開放をとりやめるということです。放課後に関してはひのっちというシステムがございまして、見守りまたは遊びの指導等は適切になされております。その部分で遊び場開放と一緒に一つの場所に2つの仕切り、2つのルールがある

ということで遊び場開放をとりやめ、ひのっちの見守りまたは遊びの指導等に統合するという形をとります。

3つ目、春夏冬の休み、その遊び場はそのまま継続しますけれども、春季・夏季また冬季の休業期間中、その休業という部分を夏休み、春休み、冬休みというふうに呼び方を変更するという形になっております。

上にいきましてプール開放、これは先ほど申しましたように当面の間中止するという形をとります。

一番上、スポーツ開放、これは先ほど遊び場開放で土曜日の午前中はスポーツ開放に移行するという部分を受けまして、土曜日の午前中はスポーツの開放へ改正するという形になっております。別表1に関しては以上でございます。

次に第3号様式、28、29ページをお開きください。そこに新旧対照表がございます。

施設の使用許可書兼領収書という形になっております。

下段の5、「文化スポーツ課」という名称があります。それを「生涯学習課」に改正いたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[田口委員長]

事務局からの説明が終了しました。ご質問がございましたらお願いします。岡本委員。

[岡本委員]

当面中止するということですので、費用や安全面など、いろいろクリアしなければいけないことがあると思いますが、将来的には中止を解除する可能性はあるという解釈でよろしいでしょうか。

[清野生涯学習課長]

費用の面というか量水器等をつけなければならないということに関しまして、単に量水器だけで済む問題ではないというふうに保健所から聞いております。プールの幅、歩く幅とか、腰洗いまたは動線、更衣室等をそれに合わせたような形に改善しなければならないということがあります。単に量水器だけかえたとしても17校ありますので2,000万ほどかかるうえ、付属の施設を改修するというのであればそれ以上の費用がかかるということがあります。

そういったことも含めて、当面の間中止と申しましたけれども、財政状況等を鑑みて、厳しいところがあります。

[田口委員長]

ほかにご質問ございますか。西田委員。

[西田委員]

遊び場開放の土曜日開放がなくなった理由について、もう一度お話いただけますか。

[清野生涯学習課長]

土曜日、平日の月曜日から金曜日の間は放課後という形でひのっち、または学校が開いています。先生方もおります。見守りまた遊びの指導という形で、ひのっちに統合いたします。

土曜日の午後の部分は以前からスポーツ開放、サッカーだとか野球だとかそういった形で利用されております。その午前中の部分は、ひのっちはやっておりません。その部分を見守りという形で市政協力員及び自主管理委員会のほうに委ねまして見ていただいております。しかし、利用が1日当たりゼロという日もございます。平均値でいきますと5名ということが報告を受けております。一方、午後のスポーツ開放についてはコマ数を増やしていただきたいという要望も受けております。そういったことを含めて、土曜日の部分は遊び場開放を中止にしてスポーツ開放に移行するというところで考えております。

〔西田委員〕

スポーツ開放というのは大人も子どもも利用できるのですか。

〔清野生涯学習課長〕

大人も子どももです。登録している団体であれば利用が可能です。

〔米田教育長〕

スポーツ開放の実態は、小学校の場合にはサッカーであるとか野球であるとか、子どものスポーツ団体が多く利用しています。

〔田口委員長〕

自主管理ですから会議を開いて、ここを使いたいというように全体的に決めるんですね。

〔清野生涯学習課長〕

学校施設ですので、学校の授業または行事が優先して当然それを行います。それのない部分に関しては自主管理委員会、各学校でその使用団体の責任者の方が集まって、そこで振り分けるまたは利用するというように調整しております。

〔西田委員〕

ひのっちは土曜日の午前中は実施していませんね。そして、スポーツ開放の場合は登録団体に所属している子どもしかそこは使えないということで、団体への登録をしていない子どもたちが学校へ行って、校庭で遊んだり、鉄棒で遊んだり、縄跳びで遊んだり、ボール投げをしたりということはできないということですか。

〔清野生涯学習課長〕

学校全体にそういう子どもたちが入ることはまかりならぬということではないと思っております。ただ、校庭の中でサッカーや野球を行っている場合は、急に子どもがその中に入るということは非常に危険だということがありますので、利用団体が自分たちのルールに従って遊ぶという形になると思います。

〔田口委員長〕

子どもがフリーで行って縄跳びをしたい、とう場合は、サッカーならサッカーをしている人たちに迷惑がかからないように端のほうで縄跳びをする分にはいいのですね。

〔清野生涯学習課長〕

学校の中に入ってはいけないということではありませんが、利用している団体の利用状況によってということがあると思います。ただし、基本的にはその利用団体はそこを借りるという形で動いておりますので、それが優先されると思います。

〔田口委員長〕

ほかにご質問はございますか。

[増子教育部参事]

今の西田委員のご質問と先ほどの高木委員からの質問について、補足説明をさせていただきます。

当面の間というところでは、基本的には現実的な話であれば課長から説明しましたとおりに思っております。ただし、こちらのスタンスといたしましては、諸事情によりまして今こうなっており、逆に今後の事情によってはそれを改変することはあり得るだろうと考えております。

具体的にどういうことかと言いますと、今、プール開放は全小学校17校で行っております。そちらに量水器等々の設備を設置すると2,000万を超すという試算がございます。今後、学校においても老朽化した学校もございます。体育館やプール等のこれから修繕等々も発生することは未来永劫ないとは言えないと思います。そのような中におきまして、17校全校ではなく、例えば中学校区に1校だとか、地域のコミュニティも含めた、みんなが共有して使えるような場所が必要だろうという発想が出てくれば、考えることもあり得るかなと思います。

それから土曜日午前中の遊び場の関係でございます。私どもも今回の改正に伴いまして色々な学校を調査させていただいたところでございます。その中におきまして、時期的なものもあろうかと思いますが、実際に土曜日の午前中が子どもたちの遊び場として使われている例が多くないといえますか、ほとんど見られない。遊び場開放においては、見守りの方を有償で置いているわけですから、実際それだけの利用があるのかということも出てくるような状況がありました。

一方でスポーツ開放については、自主管理委員会の中で協議をして決めております。そこにほかのお子さんたちが入って来た中において不慮の事故が起きた場合についてはどうなるかという問題も出てくると思います。そういう場合については当然自主管理委員会というのは小学校区の方々が集まって登録をしてやっているところでありますので、当然のことながらその学区の子どもさんたちが関わっている親御さんたちも入っているところでございます。そこには学校の副校長先生も入っているところでございます。そういう中において個々の状況に応じていけばいいかなというふうに考えております。

[田口委員長]

ほかにご質問ございますか。

[西田委員]

自主管理委員会はどこの部分に関わっているのですか。

[増子教育部参事]

自主管理委員会は校庭、体育館において、その小学校区の学区に居住している方のグループ、団体の方々がその校庭、体育館を使うという前提のもとに登録をいたしまして、その中に代表者等々出して、学校の先生も入っていながらどういう使い方をするか、何曜日はどこが使いますかとか、今月の何日はどういたしますかという形で皆さん協議をして、自分たちの学区の校庭なり体育館を有効活用していくと。これは社会体育と同時にコミュ

ニティの醸成を含めた形で実施しているところでございます。ですので、例えばでございますが七小であれば、一輪車があったり、剣道があったり、サッカーがあったり、少年野球があったり、バスケットがあったりバレーボール、色々なものがあります。

〔田口委員長〕

反対に言えば、今までは土曜日の午前中にそういった方たちは使えなかったのですね。

〔増子教育部参事〕

今までは体育館は使えましたが、校庭については遊び場が前提だったため、使われていないと思います。

ご質問にはなかったところですが、私どもで調整しなくてはいけないと思っていますのが、市内の小学校によっては校庭の中に学童クラブがある場合がございます。そうしますと、学童クラブに通っているお子さんたちは当然のことながら校庭で遊ぶことが出てまいります。それにつきましても学童クラブの所管であります子育て課のほうと協議をして、今までの例も含めて実際に運用は可能だろうかということで調整しています。

どうして可能と言えるかといいますと、現在、先ほど課長が申し上げましたように、土曜日の午前中の遊び場開放が実態として動いていないところがほとんどでございます。そうしますと、校長先生からここは使っていいですよと日にちを頂戴して、体育館なり校庭を振り分けておりました。その中において土曜日の午前中については最初から小学校のほうからこの日は地域の団体で使うから駄目です、というケースが多いのが実態です。実態に合わせる形になるのですが、その中においても学童さんと共存していますよという話も伺っているところでありますので、当面の課題は解消できているのではないかと考えています。

〔田口委員長〕

ほかにご質問ございませんか。

〔田口委員長〕

ないようですので、ご意見を伺います。西田委員。

〔西田委員〕

地域の子どもたちが遊びに来る場所として校庭というのは、一つの大事な場所だと思います。子どもたちの中には、スポーツ団体などに入っていない子たちもいるわけですね。そういう子どもたちが学校へ来て遊ぶ場がなくなってしまうということだと、これは大変問題だという気がします。

学校週5日制を導入したときに子どもたちの受け皿としていろいろ考えた中で、土曜日の午前中は地域の子どもたちに開放していこうという流れがあり、そのような強い声の中で土曜日の午前中は確保してきたわけですね。その後長い年月が経ちますから、実態としては先ほどのお話の中であったように、遊びに来る子どもたちが少ないということかと思っています。

しかし、自分たちが遊びに行く場所であるということと、スポーツ団体が使っているの、端のほうでなら少し遊べるかもしれないというのでは受け取り方が全然違うと思います。スポーツ団体に入っているお子さんたちはスポーツする機会もあるし場所もある。一

方で、それ以外の子どもたちが遊ぶ場、自由に楽しめる場を奪われていくようなことになってしまったら、これは考えなければいけないことだと思います。

そのようなことがないよう十分配慮して、これから土曜日に校庭を使う団体も、遊びに来た子どもたちが遊べるような空間を確保してあげながら使っていただきたいですね。例えば、団体に所属していなくても、自分たちでドッジボールやサッカーをしたい子どもたちだっていると思います。団体だけが土曜日の校庭を確保してしまうということには、それに入っていない子どもたちにとっては遊ぶ環境が奪われてしまうのではないかという危惧があります。そのあたりを十分配慮していただいた上で進めていただきたいです。

〔田口委員長 〕

事務局の方、今のご意見お聞きになりましたでしょうか。

〔清野生涯学習課長 〕

はい。

〔西田委員 〕

自主管理委員会の方等にも、遊びに来た子どもたちが伸び伸び遊べるように配慮していただきたいと思います。

〔田口委員長 〕

ほかにご意見はございませんか。

〔田口委員長 〕

ないようですので、ご質問、ご意見はこれにて終結します。

お諮りします。日野市立学校体育施設開放実施細則の一部を改正する規則の制定について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

〔田口委員長 〕

異議なしと認めます。議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

〔田口委員長 〕

報告事項に入ります。報告事項第 1 号・平成 24 年第 1 回日野市議会定例会の報告、事務局より報告をお願いいたします。

○報告事項第 1 号 平成 24 年第 1 回日野市議会定例会の報告

〔田倉教育部長 〕

報告事項第 1 号・平成 24 年第 1 回日野市議会定例会の報告。

平成 24 年第 1 回日野市議会定例会における教育委員会関連議案等について次のとおり報告するものでございます。

34 ページをお開き願います。

まず会期についてでございます。2 月 29 日水曜日から 3 月 30 日金曜日までの 31 日間でございました。

次に一般質問についてでございます。質問者は 19 名、そのうち教育委員会関係のご質

問をされた質問者が12名おりました。

質問件数は全部で32件。そのうち教育委員会関係の質問が23件ございました。

教育委員会関係の一般質問等の要旨につきましては、35ページから41ページまで、別表1のとおりとなっておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

続きまして議案についてでございます。市長提出議案は37件、議員提出議案が5件でございます。そのうち教育委員会に関するものが6件ございました。以下(1)から(6)までのとおりでございます。

(5)、(6)の予算の関係についてご説明させていただきます。

まず(5)の平成23年度日野市一般会計補正予算(第7号)については、42ページ別表2に教育費に関する内訳を記載させていただいております。

続きまして(6)の平成24年度日野市一般会計予算については43ページに記載したとおりでございます。教育費の合計は56億2267万7千円でございます。前年度と比べまして16億6261万3千円、22.8%の減額となっております。

34ページにお戻りいただきます。

(4)の請願についてでございます。教育委員会に関するものは1件ございました。

件名については記載のとおりでございます。さらに調査研究が必要とのことから、継続審査となっております。

説明は以上でございます。

[田口委員長]

事務局からの報告が終了いたしました。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。岡本委員。

[岡本委員]

一般質問で教育委員会関係のご質問をされた質問者が、19名中12名ということで、私の感覚ではかなりの数の方がご質問されていると感じます。すなわち市民の教育に対する関心が高いというように思います。厳密な数字でなくても結構ですので、ここ数年質問者数はどのような傾向になっているのか、もともと日野市はそうだったのか、教えていただければと思います。

[田倉教育部長]

委員のご指摘のとおり19名中12名、かなりの比率だと認識しております。教育に関する質問の内容としては、新聞等で取り上げられている案件が多かったと思っております。1つは武道教育が必修化されるということがございました。それから今、議員の中でがんの対策についての関心が高くございました。これらの点で、複数の議員からそれに関わる質問がありました。それから、防災関係の質問も今回は多くございました。そのような理由で、今回は質問が非常に多かったと認識しております。

また、傾向としましても教育関係は、いろいろな視点から興味を持たれる、また、話題にされる要素があると認識しております。ですから一般質問あるいは予算の特別委員会にしても、非常に多岐に渡っていろいろなところから教育あるいは学校、子どもといったキーワードの質問が多くなる傾向にあったと認識しています。

〔田口委員長 〕

平成24年度一般会計予算の体育費がマイナス82.6%になっていますが、ここまで低くなった理由は何でしょうか。

〔田倉教育部長 〕

前年度にはふれあいホールの建設に係る経費がございました。それが24年度はございません。

〔高木委員 〕

全体として大きな減額になっていますが、内訳について、特徴的なものをご説明いただけますか。

〔田倉教育部長 〕

例えば施設の管理、修繕等は、現場の状況あるいは前年度の決算の状況を見ながら判断し、ある程度のパーセントで切らせていただいております。

予算につきましては、日野市全体の予算の規模が削減しようという方向で取り組んでおります。教育費も同じでございます。今まで、かなりの部分で教育費というものは優遇という言葉は適切かどうか分かりませんが、予算は確保できていたと思っています。しかしながら、教育費まで手を加えなければならないような状況になってきたのだと思っています。その中で前年度の実績であるとか、あるいはそれぞれの現場の状況であるとか、そういったものを厳しく精査をした中で、現場を第一に、現場の状況ができるだけ困らないようなことを第一にしながら、削減を図ったところでございます。

〔田口委員長 〕

ほかにはございますか。高木委員。

〔高木委員 〕

学校給食の食材に関して請願が1件あり、継続審査ということのようですが、経過についてご説明をお願いします。

〔田倉教育部長 〕

この請願につきましては、12月議会から継続審査となっております。今回の3月議会の中で議論されたものは、具体的には学校給食の食材を独自に測定して公表するようという内容の請願です。

委員会のやりとりの中では、教育委員会としましては、市独自では実施せず、国や都の検査のシステムにのって行っていくという今までのスタンスは変わらないと説明をしました。一部の議員からは結論を出したいということで意見がございましたが、東京都の検査をしっかりと見てみたいというご意見や、資料の請求もございましたので、継続という結論が出たというところでございます。

〔田口委員長 〕

ほかにはございますか。

〔田口委員長 〕

ないようですので、報告事項第1号を終了いたします。

〔田口委員長 〕

次に報告事項第2号・日野市教育委員会後援等名義使用実績報告（平成23年10月～平成24年3月）、について事務局より報告をお願いいたします。

○報告事項第2号 日野市教育委員会後援等名義使用実績報告（平成23年10月～平成24年3月）

〔清野生涯学習課長 〕

報告事項第2号・日野市教育委員会後援等名義使用実績報告（平成23年10月～平成24年3月）、このことについて、次のとおり承認したので報告するものです。

平成23年度下半期の報告をいたします。

48ページから51ページの4ページにわたっております。月ごとに掲載しております。

51ページの下段に平成23年度後半の集計、平成22年度との比較を掲載しております。詳細については表のとおりでございます。以上でございます。

〔田口委員長 〕

事務局からの報告が終了いたしました。ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

〔田口委員長 〕

ないようですので、報告事項第2号を終了します。

※平成24年5月の行事予定については省略

〔田口委員長 〕

これより議案第7号及び報告事項第3号に入りますが、本件につきましては公開しない会議の中で行いますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思いますが、異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

〔田口委員長 〕

異議なしと認め、関係職員以外の事務局説明員はご退席ください。

なお、本件の終了をもって、平成24年度第1回教育委員会定例会を閉会します。

（関係者以外退室）

※「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

「自己情報の開示請求」

は公開しない会議の中で審議。

〔田口委員長 〕

以上をもちまして、本日の案件はすべて終了しました。これにて平成24年度第1回教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 15時29分